

令和2年9月10日  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所バックエンド技術部

## 原子炉施設保安規定変更認可申請に対するコメントへの対応について

原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更認可申請（令和2年7月31日付け申請）について、第367回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合（令和2年8月24日開催）でのコメントを受け、補正を検討している。補正の考え方を以下に示す。

（下線部：変更箇所、二重下線部：資料 処理場－180－1からの変更箇所）

### 1. 排水貯留ポンドの漏洩警報装置が発報したときの措置について

排水貯留ポンドに貯留する放射性液体廃棄物の放射能濃度が排水濃度限度以下であることを踏まえ、以下のとおりとする。

（警報装置が作動した場合の措置）

第30条 放射性廃棄物管理第1課長は、第23条に係る警報装置が発報したときは、その原因及び状況を調査し、その調査結果に基づき、原因を除去するための措置を講じなければならない。

### 2. 保管廃棄施設・Lにおける線量制限について

鋼製蓋及び必要に応じて遮蔽蓋を設置した状態で、施設の表面から上部に1m離れた所の線量当量率を管理することが明確となるよう以下のとおりとする。

（廃棄物パッケージ等の保管廃棄）

第19条

4 放射性廃棄物管理第1課長は、保管廃棄施設・Lについて、遮蔽蓋を設置すること等により、当該施設の表面から上部に1m離れた所における線量当量率が $6 \mu\text{Sv/h}$ 以下となるようにしなければならない。

### 3. 通信連絡設備に係る機器の維持点検について

通信連絡設備に係る機器が明確となるよう以下のとおりとする。

（通信連絡設備に係る機器の維持点検）

第25条の2 放射性廃棄物管理第1課長は、別表第13に定める数量の通信連絡設備について、別図第3に示すとおり配置しなければならない。

2 放射性廃棄物管理第1課長は、別表第13に定める数量の通信連絡設備を維持するとともに、点検を行わなければならない。また、故障又は経年劣化に

よる機器の性能低下が生じた場合は、修理又は同等以上の性能を有する代替品と交換しなければならない。

別表第 13 通信連絡設備に係る機器

〔放射性廃棄物管理第 1 課長管理施設〕（第 25 条の 2 関係）

種 類		設 置 場 所	数 量
施設内用トランシーバー		排水管理棟	2 台
長距離用トランシーバー		排水管理棟 解体分別保管棟附属建家会議室	1 台 1 台
固定電話		排水管理棟	1 台
<u>携帯電話*1</u>			<u>1 台</u>
施設間通信 連絡設備*2	固定電話	解体分別保管棟附属建家会議室	2 台
	携帯電話	解体分別保管棟附属建家会議室	1 台

\* 1 : 職員が携帯して使用するものであることから、設置場所は定めない。

\* 2 : 施設間通信連絡設備とは、放射性廃棄物管理第 1 課長管理施設において異常が発生した場合に、事故現場指揮所及び原子力科学研究所の現地対策本部間の通信連絡で使用する通信連絡設備

4. 竜巻に備えた措置について

飛来防止対策が明確となるよう以下のとおりとする。

(自然現象等に備えた管理)

第 25 条の 3

2 放射性廃棄物管理第 1 課長は、竜巻（藤田スケール F 1、最大風速 49m/s）による飛来によって排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L に影響を及ぼすおそれがある物体に対して、浮上しない重量物に代替する飛来防止対策、飛来防止対策として、浮上しない重量にするための措置を講じなければならない。また、飛来防止対策の実施状況について、年 1 回以上巡視しなければならない。

\_\_\_\_\_ : 記載の明確化のための変更

以上